

精華町教育委員会会議録

平成25年（第12回）

1 開 会 平成25年12月18日(水) 午前10時00分
閉 会 平成25年12月18日(水) 午後 0時05分

2 出席委員 伊藤委員長 中谷委員 蓑毛委員 細川委員
太田教育長 (欠席委員なし)

3 出席事務局職員
木原教育部長 竹島学校教育課長
村川生涯学習課長 永井総括指導主事
土井学校教育課主幹

4 傍聴者 なし

5 議事の概要

(1) 開会

委員長から第12回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回会議録について

教育部長から平成25年第11回教育委員会の会議録について説明。

【意見等】

・特になし。

【採 決】

・全員承認。

(3) 教育長報告事項

ア 中教審答申「今後の地方教育行政の在り方」について

中教審が教育委員会制度について文部科学大臣の諮問を受けて審議し、その審議概要が提出されたことを10月の教育委員会で報告をしたが、12月13日付けで正式答申が出された。

その内容は、「はじめに」として、委員会制度の今日の問題として、

大津市の問題等を検証し、責任の所在が不明確であることから、制度の抜本的な改革が不可欠な状況になっているとして、文部科学大臣から諮問がなされた。その中で、教育再生実行会議から地方教育行政の責任者は教育長とするということを柱とする改革の第二次提言を踏まえて、中教審は4月25日以来審議を行い、この答申をまとめられた。

章立てとしては、Ⅰが、教育委員会の現状と課題について、Ⅱが、検討の視点で、3つの視点から検討された。一つ目は教育長及び教育委員会の権限と責任の明確化、二つ目が政治的中立性、継続性・安定性の確保、三つ目が首長の責任の明確化である。

Ⅲは、今後の地方教育行政の在り方についてということで、一つ目は教育委員会制度の在り方、二つ目は教育行政における国、都道府県、市町村の役割分担とおのおのの関係の在り方について、三つ目は学校と教育行政、保護者、地域住民との関係の在り方についてということで、この3つの章立てで今後のあり方について述べられている。

Ⅱの検討の視点に入る前に、Ⅰの現状と課題で見ると、教育委員からいろいろなヒアリングを実施、教育委員、教育長、首長の三者の意見があり、記述されてはいないが、総じて言うと、教育委員や教育長の意見については、課題はあるが教育委員会制度は非常に意義があるという肯定的な意見が多い。それに引きかえ首長のほうからは、現状でいいのかという意見が強いということで、意見の食い違いが対比されている感がある。特に首長のほうから、教育長と教育委員長、どちらが偉いかかわからないといったことや時代の変化の適応力や大津市で見られたような突発的事態への対応力が欠けること、現在の地方教育行政は学習指導要領のもとで実施されているので、政治的中立性を侵すとか、継続性、安定性が大きく損なわれるということは、心配いらぬというような、見方をしている。全ての方ではないが、最終的にこのような意見があったようである。

このような背景の下で、三つの検討の視点に基づき検討が行われ、今後の在り方についてまとめられた結論として、委員会制度の在り方については、以前に審議経過のところで説明したA案とB案のうち、A案を有力な案として出している。

それをまとめたのが、ここに示した資料であり、この資料と答申の制

度改革案のイメージの図解を見るとよくわかると思う。

一つ目の案として、新しい制度の方向性は、首長の主な権限としては、大綱的な方針を策定。ただし、策定するに当たっては、教育委員会の議を経るとなっており、教育委員会の意見を聞いて大綱的な方針を策定するものである。その場合、首長に対する教育委員会の役割では、教育委員会の議を経ることとするとなっているが、議を経るとは、従う義務までではないが、強い拘束性があるものと解されているということで、ちょっと微妙な表現になっている。このことは、法的拘束力はなく、首長の権限がかなり大きいということに解釈できる。

教育長への指示では、中立性を担保していくため日常的な指示は行わないが、特別な場合、例えば大津市のような問題が起こったときには、教育長に対して首長が指示を出していくことであると思う。また、あらかじめ教育委員会に意見を聞くという文言があり、どのような意見を聞いたのか、意見を聞いた上で指示をしたのか、その指示の内容や理由は公表する義務を負うこととなっている。

教育長の任命・罷免については、濫用しないように議会の同意を得ることになっている。

次に教育長であるが、首長が定める大綱的な方針に基づいて、教育長は教育に関する事務を執行するということで、法で規定することにより、教職員や事務局職員の人事、教育内容、教科書その他の教材の取り扱い、学校、公民館等の設置、管理等云々と、事務的な内容だが、事務執行の責任者として教育長に一任する。また、首長の定めた大綱的な方針に基づいて施策を策定するときは、法的拘束力はないが、教育委員会の議を経ることになっている。さらに、人事異動、懲戒処分、教科書採択の基準等基本方針の策定においても教育委員会の議に基づくものとなっている。

二つ目として、教育委員会を首長の特別な附属機関という位置づけをしている案については、教育委員会を重視している考えであり、教育に関する事項についての必要な審議を行うものである。先ほど説明した案の大綱的な方針や施策の基本的な事項について、首長や教育長から諮問を受け、審議すると同時に、教育長による事務執行を住民目線でチェックし、点検・評価をするものである。

このように、今までの教育委員会が諮問機関的な役割に形が変わり、教育長の権限が強くなるが、教育長は首長の補助機関であるという位置づけで制度をつくってはどうかという提言が出された。

それでは首長の影響力が強くなり過ぎる恐れがあるとの立場から、今の教育委員会も性格を改めた上で執行機関として存続させるとともに、教育長をその補助機関とするということについても議論が行われ、この案を支持する強い意見もあった。今までの教育委員会の基本的な枠組みは変えずに、いろいろ指摘される点については、それを解決していくという案を支持する考えも結構強いということで、いわゆるA案を前に出しながらも、両論提起という形の答申となった。

この後、国、都道府県、市町村の役割分担と各々の関係の在り方や、学校と教育行政、保護者、地域、住民との関係の在り方も出てくる。

今後の予定としては、年明けの通常国会に、この地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案が国会に上程されて議論を行うという見通しとされている。

年明けに法案が出ると思うので、その際に改めて報告しようと思う。

【委員の意見】

- ・議を経るとは従う義務まではないが、強い拘束性があるものと解釈しているとあるように、強い拘束性があるということは、結局は従わざるを得ないということになってくるので政治的中立性があるというものの、どうなのか。（中谷委員）

- ・首長が我々委員とのいろいろな意見交換で時間を割いていただけるかどうか大事、いくら話し合っても無駄だといって2時間ぐらいの話し合いで行われるのと、いろいろな思いを受けとめて、10時間も15時間も審議をしたというものがあるかないかによって大分変わる。議を経るというのはその経過が大事なので、首長の姿勢による。（伊藤委員長）

- ・教育の問題は非常に大きな問題なので、首長の交代に伴って混乱が生じたり、奇抜な考えの首長もいるので、当選された首長が時勢に乗って事業を展開され、何らかの理由でだめになったときに、子供たちはどうするのだろうかというように、事業の是非の影響を考え

ると、安定した教育でないといけないと思うので、子供たちに負担がないように、迷惑がかからないようにということを第一に考えていかなければいけないと思う。（養毛委員）

・首長と教育長がうまくいってれば何も問題ないと思うが、うまくいっていないところの地域に関してはトラブルがあったり、子供たちの教育現場が乱されたりすることが可能性としてあるのかなという不安感を感じる。（細川委員）

・答申案は、教育委員会の位置付けが諮問機関となっているが、本当にいろいろな問題が起こったときに、首長や教育長だけで責任がとれるのか、そんなことは絶対ないと思う。全体でそのことを考えていかなければいけない。首長に権限がいき、全部首長、教育長に任せばいいという感覚になると教育現場は大混乱すると思う。（伊藤委員長）

・特定の自治体の発言で振り回されているように思う。現行の教育委員会制度で決して問題ないと思う。（伊藤委員長）

・答申のイメージ図を見ると教育委員会が教育長や事務局から離れている印象を受けるが、特別な附属機関という位置づけに変わることによって、現在、いろいろな情報をいただいていることが変わることがあるのか。（細川委員）

【事務局】

・例えば、学力調査の結果の公表の是非についての問題があるが、首長は学校ごとに公表すべきと言い、教育委員会はだめだと言う問題が実際全国で起こっている。どちらの判断がいいかということだが、議を経るということ、仮に教育委員会が議を経て公表すべきではないという結論を出しても、法的拘束力はないとなると首長の権限、判断のほうが優先することになっていくと思う。

普段は特に問題はないと思うが、財源の問題等のときに非常にこういう問題が微妙なことを含んでくると思う。教科書採択の問題も、そういう問題が出てくるのではないかと思う。（教育長）

・首長が最終責任を持つという形になったとしても、補助機関という形で教育長の任務がある。首長一人で行政ができるわけではない

ので、各部署で取り組んでいくが、教育に関することは教育長に任
されていき、事務局で事務を担っていく。そのために教育委員会か
らいろいろと意見を聞くということになるが、問題が起きたら首長
が課題解決に当たるといふ話にはならないのではないか。（教育
長）

・法制化されても運用の問題と思う。このような方向性が出された
ことにより教育長が全部責任を負わないといけないということで、
教育委員会を開いて意見を聞くというやり方もあるかもしれないが、
今までの歴史の重みというのがあるので、こうして会議に出てもら
って、意見を聞きながら運用していくということもある。運営の仕
方の問題も大きいというように思う。（教育長）

（４）議決事項

ア 第 19 号議案、精華町教育委員会委員長の選挙について

【提案説明】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 12 条第 1 項及び精華
町教育委員会会議規則第 1 条の規定に基づき、教育委員会委員長の選
挙を行う。

提案理由については、精華町教育委員会委員長の任期が平成 25 年
12 月 24 日付で満了することに伴い、委員長の選挙を行うため、提
案。

教育委員長の任期は、精華町教育委員会会議規則の第 1 条で 1 年。

- 立会人選任 中谷委員、蓑毛委員を選任
- 委員長選挙 投票用紙配布
- " 投票
- " 開票（開票結果：伊藤委員 4 票、中谷委員 1 票）

教育部長から選挙の開票結果について報告、委員長は伊藤委員に決
定。

職務代理者には会議規則第 2 条の規定により前任の委員である中谷
委員に決定。

【委員長あいさつ】

現場では、黙々と児童生徒たちのために献身的に教育の情熱を注ぎ込んでおられる先生方がいっぱいいる。そんな方々が少しでも日の目を見るような動きに、委員の一人としてできればいいと思って、また1年、頑張っただけ動きたいと思っている。信念だけは持ってるつもりなので、なかなか実践するのは難しいが、そう思って1年動いてまいりたいと考える。どうぞ皆さん方のお力添えで、一緒に盛り上げて教育界に生かしていけたらと思っているので、よろしくお願ひしたい。

(5) 教育部からの報告

ア 教育部長

① 平成25年第4回定例会について

12月12日に総務教育常任委員会が開催、精華南中学校パソコン購入の契約案件について全員賛成で可決。

午後から中学校給食の現場視察ということで、川西小学校給食調理室、精華台小学校調理室の2箇所を視察、その後、精華西中学校での敷地が確保できるという意見があり、その敷地を視察。

川西小学校、精華台小学校について、いずれも調理室は狭いが、精華台小学校では800人で自校方式の給食を実施していることから、今議会でも、800人規模の精華西中学校で、200㎡の調理室、もしくは300㎡の調理室が確保できたら自校方式で実施できるという議論があることから、精華台小学校を視察したが、調理室は狭く、調理員が交錯、また給食を運ぶワゴン車も外で洗っているということを見聞きされた。もともと精華台小学校は、当初500人程度の児童数で、その後も緩やかな人口増になるとの見通しのもとに、500食程度の調理室で、230㎡程度で可能であるとの判断で設置したが、一挙に増えてしまったために今は手狭な状況となっている。視察ではその状況は見ていただいたと思っており、管理栄養教諭からもそのような説明があった。

精華西中学校の敷地は、西側の校門を入れてすぐ右側の一部自転車置場に使っているところに300㎡のスペース確保ができるのでは

ないかということで15m×20mを確認したが、既存校舎との間が約3m～3.5mしかなく、敷地の下にマンホールが2つとガスのメーターもあった。また、自転車置場は補助金により設置しているため、自転車置場を撤去することはできない。さらに、門扉が開くが、門扉を収める場所の中間あたりに建物の北西の端が来るということで、手狭な状態になってしまう。

今回300㎡ということで確認をしたが、教育委員会では調理室は600㎡必要、300㎡では狭いと説明している。このように議員との間で見解の違いがあり、今回現地調査を行ったものである。

12月16日に予算決算常任委員会が開催され、補正予算の審議があり、全員賛成で可決。教育関係の補正予算は、精華西中学校での電気代等の光熱水費の補正を出したが、空調設備を増設したこともあり、空調設備の使用マニュアルを策定し、節電に心がけるようという意見が出た。答弁としては、ドライミストの使用マニュアルに準じてクーラーを管理、なお、特別支援学級については、個々の生徒にいろいろな状況があるので、それについては柔軟な運用をしたいと答弁した。

山田荘小学校の博報賞受賞の副賞100万円について、今後ほかにも発生した場合、こういう副賞の扱いについて一般会計予算に入れるのかどうか、基本的な対応指針の作成が必要ではないか、また山田荘小学校のみで使えるのかとの質問があり、ケース・バイ・ケースで対応していくが、このほかにも備品関係を副賞でもらうときもあり、そのことも含めて、今後何らかの指針は必要と考えていると答弁。

請願書が1つ出ており、「教育格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める」請願ということで、審査があり、賛成や趣旨採択といろいろな意見が出たが、採択の可否をとられ、賛成少数で不採択となった。

今後の議会関係は、閉会中の総務教育常任委員会が平成26年2月13日木曜日に、宇治田原町の給食センターを視察される予定。詳細は未定である。

年末年始の行事関係は、12月27日が御用納めで、1時半から

臨時の部課長会が開かれ町長の挨拶、教育委員会としては4時から教育長から教育委員会事務局職員一同に挨拶の予定。

御用始めは、1月6日、交流ホールで午前9時から町長の年頭の挨拶で、これについては学校長も出席の予定。その後、教育長挨拶を301会議室で、教育委員会事務局と学校長出席のもとに行う予定。

一般質問については、坪井議員から中学校給食の自校方式を実現できる根拠ということで精華西中学校での敷地の確保が可能であるとの質問。

精華西中学校の敷地内での調理室用地の確保は物理的に困難である旨の終始一貫した答弁をした。また、敷地確保以上に生徒の活動スペースが減るということは教育環境の著しい後退を招くということで、学校はもとより生徒、保護者の理解が得られないと答弁。

佐々木議員からは、生活保護制度改定に伴う影響ということで、生活保護制度が改定になり、それに伴い教育委員会の制度の幼稚園の就園奨励費、小・中学校の就学援助、特別支援教育の就学奨励費等についてどうなるのかという質問。

現段階では影響はなく、平成25年度受給者についても問題はなかった。今後、国の基準が変わっていけばどうなるのかということで、少しは影響は出ると思うが、教育の機会均等からも対応できるように何らか検討していきたいと答弁。

中学校給食について教育委員長、教育長の考えはとの質問。教育委員長に議会へ出席して意見を聞きたいという内容。

教育委員会で協議し、決定したことであり、現実的な問題とともに中長期的な展望のもとに検討を重ね、基本的事項を定めたということで答弁。教育委員会で議論したことであり、委員長も同じ意見であるということで答弁。

今方議員からは、学校施設の非構造部材の耐震化について質問。

再質問で、文部科学省のチェックリストによる早期の点検について質問。

できるだけ早くチェックしていきたいと再答弁。

図書館における雑誌オーナー制度の導入の質問。

図書館にある雑誌について、会社にオーナーになっていただき、宣伝料により運営し、その雑誌分をほかの図書に回わすという制度だが、26年度からの実施に向け、要綱等準備を進めている状況と答弁。

松田議員からは、学校の危機管理について質問。

危機管理マニュアル等を作成して、教職員の共通理解を図りながら務めていると答弁。山田荘小学校で1人熱中症が疑われる状態で倒れたということがあり、その内容に絡んだ質問。

今年度、熱中症もしくは熱中症の疑いということで、小・中学校で37人発生。そのうち2人は病院を受診している。

再質問で、マニュアルがあっても教職員間で運用されていなければただの計画なので、今後の考え方はという質問があった。

教育長から徹底を図り、管理職が不在であっても体制が組めるよう指導していくと再答弁。

この事象については、今年度、管理職への報告がなく、教職員から保護者に対しての説明なども少なく、連携がとれていなかったことなど、学校の対応にも問題があった。

神田議員からは、中学校給食について、6月議会の一般質問で平成27年10月の木村町長の任期までに道筋を示す旨、教育委員会から答弁があったが、いつ道筋を示し、給食を実施するのかについて質問。

現在、その具体化に向けて取り組んでいると答弁。

三原議員からは、脊柱側弯症について質問。

学校保健安全法に則り、内科検診時に学校では検診しているが、特に女子中学生の脊柱を検診しようとするならば服を脱ぐ必要があることから、嫌がる生徒がおり、学校医の判断でそれぞれの方法で実施しているのが現状。現在小・中学校で8名の児童生徒が診断。病院で受診するよう通知し、勧奨している。この検診については学校医によって検診方法が異なるので、校医とも相談しながら、統一的な、効果的な検診で早期発見、そして充実に努めていくと答弁。

イ 学校教育課長

① 奈良市・相楽地域中学校の広域連携交流会について

昨日、奈良中部公民館で生徒の非行防止等に向けた情報交換を図ることを目的に、相楽地域の中学校と隣接する奈良市の中学校の生徒指導の先生、教育委員会、奈良、奈良西、木津警察署が連携して、各学校の生徒の非行防止、地域の犯罪情報、生徒を取り巻く状況等に関する情報交換をする交流会が初めて開かれた。

奈良市の相楽地方と隣接する中学校の生徒指導の連絡協議会のメンバー、相楽地方の奈良市と隣接する中学校の生徒指導の教員方が多数参加。この会議が始まるまでに、それぞれ相楽地方の生徒指導の先生方による会議、奈良市の生徒指導の先生方による会議が行われており、基本的には学校間で情報共有を図るのが基本となっている。ただ、教育委員会や警察との関わりも今後出てくるということで、5月頃に、顔合わせをして、情報共有をしようということで、第1回目の立ち上げの会議が昨日行われた。1時間程度の会議で、それぞれ自己紹介、警察からは、昨今の少年非行の状況等について報告があった。

奈良市も京都府域も、少年非行について減っている状況だが、少子化の影響もあるということだった。ただ、同じ子供が中学校、高校へ行ってもまた同じ犯罪を犯す、非行をするというようなことが若干ふえて再犯率が高くなっているという報告があった。

各学校からの報告は、特定の子供たちが何回も同じことを繰り返す、中学校が違っても名前を言えばわかるようなことで、特定の子供がいろいろな事象を起こしているという状況である。広域の情報共有ということで、特に高の原イオンができてから、奈良市からも相楽地域からも行きやすいという立地なので、子供たちが集まる拠点となっており、学校でも注意しているが、警察にもパトロールを行っていただいているという状況。

奈良西警察については、奈良ファミリー、登美ヶ丘のイオンを拠点に、生徒たちの非行防止に努めている。登美ヶ丘イオンは京都府の子供はあまり見ることはないという報告があった。それぞれ

特徴的なことを簡単に報告された。

木津警察署からは、特に最近、子供たちの非行で多いのが、駅に置いてある自転車をちょっと乗って帰る自転車盗、コンビニや大型商業施設での万引きで若干増えている。喫煙やコンビニ等での夜の徘徊、たまり場になっているということも報告されていた。

府県を超えて子供たちは、情報機器もあるので、いろいろな手段により子供たちが接触する機会がある。こういう会議の機会を捉えて、引き続き生徒指導については学校でも徹底していく、警察についてはパトロールの強化も図っていただくということを報告された。

② 中学校でのパン販売の開始について

パン販売業者との調整がつき、12月4日から精華西中学校でパンの販売を開始。精華南中学校は、12月17日から開始。

利用状況として、精華西中学校では、初日は予想を大幅に上回る130人を超える利用者があり、混乱をきたした。その後も毎日100人近くの利用がある状況だったが、最近は三者面談等により昼までの授業のため若干減っている。生徒には好評だと聞いている。

精華南中学校は昨日から始まり、昨日が51人、今日46人の利用があり、生徒数の約4分の1を占める状況で、これも推移を見たいと考えている。

今後、パン販売もそうだが、この制度は、弁当をつくれないうちのための補完施策で、これによって、今まで弁当であったのがパン等に変わることになっては、食育の面や子供の栄養面でも危惧しているところである。

また、あっせん弁当について、来年3月で協定期間が切れるので、年明けに業者募集を行う。現在、生徒たちの利用が少ない状況なので、できるだけ利用しやすいように、また献立も生徒が食べやすい、そういったものもできないか考えていきたいと思っているが、応募する業者がないのが実情である。

③ 冬季食中毒注意報について

ノロウイルス等による感染性の胃腸炎が多発しているということで、今年度から冬季食中毒注意報が発令されることになり、12月

13日金曜日に初めて注意報が発令された。

発令の基準は、府内でいうと北部地域または南部地域のどちらかの地域で感染性胃腸炎の定点当たりの患者報告数が10人を超えた場合、京都府内全域において同一週に食中毒事件が2件以上発生した場合、このどちらかに当てはまった場合は、食中毒注意報が発令されるということで、現在、先週の金曜日から発令中である。先般の教頭会で、各学校については、基本的な手洗い、うがい等、児童生徒への健康管理を十分行うように注意喚起を行った。

ウ 総括指導主事

① 平成26年度の学校教育指導の重点（第2案）について

前回、提示した第1案の変更。

変更点は、3、豊かな人間性をはぐくむ教育の推進の（3）。前回の教育委員会で法教育のことといじめ防止基本方針についてこの中に入れるということを報告した。それで、（3）の2行目に「家庭や地域、関係諸機関との連携に加え、法教育を効果的に実施することにより、ルールやマナー、社会常識等の規範意識の醸成に努める。」とし、法教育を効果的に実施するという文言を入れることを考えている。

（4）で、いじめの問題については、「精華町いじめ防止基本方針及び各校いじめ防止基本方針にのっとり、日ごろから子供一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりに努めるとともに云々」という形で、基本方針の文言を入れるということと、そして（4）の最後で、「関係機関とも積極的に連携を図り、いじめの早期発見と早期対応等、適切な対応に努める。」という文言をつけ加えようと考えている。

② 小学校の京都府学力診断テストの結果について

小学校の京都府学力診断テストの結果について、学力向上総合推進委員会の小学校部会で分析し、分析結果が出たので報告。

京都府の学力診断テストは、昨年度までは4年生と6年生だったが、今年度から4年生と中学1年生ということになった。中学1年生については小学校で学習した内容の全てという出題範囲になっ

ている。

精華町の状況だが、47ページの資料4の全体の結果を載せている。国語は、小学校4年、中学校1年とも、総合点において京都府、山城局の平均値を上回っており、良好な結果であると考えている。しかし、言語事項について正答率が他の領域に比べ低いという結果なので、今後の実践上の課題であると認識している。

算数、数学も、総合点において京都府・山城局の平均値を上回っており、良好な結果であると考えている。しかし、数量関係の領域については、他の領域に比べて正答率が低いという結果なので課題であると考えている。

続いて、42、43ページの資料1-1、資料1-2。得点別度数分布結果。度数分布表で正答率50%未満、得点が半分とれなかった児童生徒だが、精華町は京都府・山城局と比較して、その割合が少なくなっている。いわゆる半分できなかった子が少ないという結果だが、府の目標が、正答率50%未満の児童生徒を小学校で10%以下、中学校で25%以下にしていこうという目標を立てている。そういうところから考えると、小学校4年生においては国語でその割合が7.4%、中学校1年生が6.6%で、国語については府の目標の10%以下をクリアできている。算数については小学校4年生で13.3%、中学校1年生で11.2%となっており、小学校の目標の10%以下は、本年度についてはクリアすることができていないという結果。

この結果から考え、精華町の4年生と中1の1回だけのテストではあるが、算数が少し苦手で、算数に教員としても力をより入れていく必要があるという結果であった。

診断テストの成果と今後の方向性について、特徴的なことを報告。

46ページの資料3と47ページの資料4。国語は確実な平均値の上昇が見られ、全体的に基礎学力の充実、向上、定着が図られてきていると思っており、いわゆる習得型の学力は定着していると考えている。

思考力、判断力、表現力という活用型の学力について見ると、京都府・山城局の平均と比較した場合は相対的に高いという特徴が

ある。これは問題解決的な学習や体験的な学習など、言語活動を大切にした授業改善の取り組みや充実が図られてきた成果であると思っている。正答率から見ると、いわゆる基礎基本と比べてまだまだ十分だとは言いきれないと思っており、授業の質というところで充実が今後も求められると考えている。

国語、算数、数学について、主な課題として上がってきたのが、国語については説明的な文章に関する問題、特に文章全体を見通す力というところで課題があると考えている。言語事項の中で副詞がどの部分を詳しくしているかと問われている、そういう問題に課題がある。

中1の部分になるが、古文で、これを読んで内容の大体や特徴を捉える問題や毛筆の書き方の問題、4年生と同じく副詞、どの部分を詳しくしているかという問題に課題があるので、その課題を解消していくためのアイデア例を4ページから21ページまでで作成して、このアイデア例などを活用しながら、課題の解消を図っていこうと考えている。

算数、数学については、数と数の関係を図で表現して考えるという問題や、資料を整理する問題に課題があった。もう一つは問題文をうまく読み取れていないという国語的な部分の課題を感じ取ることができた。これについても、アイデア例を22ページから39ページまで作ったので、これらを参考にしながら授業改善を図っていきたいと考えている。

③ 生徒指導の状況について

個々の具体的な事象については、個人情報に関する内容であり、精華町教育委員会会議規則第16条の規定により非公開とすることができるため会議に諮られ、「異議なし」としてこの件については非公開となった。

エ 生涯学習課長

① あいさつ運動の実施について

年間3回取り組んでいるあいさつ運動の3回目、1月期の取り組みを、1月8日水曜日、小学校の始業式の日から10日金曜日までの3

日間実施。

各学校は、校門付近を中心に通学路周辺で取り込まれる。行政は、新祝園駅の改札付近と役場庁舎の出入り口付近での取組みと、町長、教育長が部長と交互に各校を巡回する予定をしている。

また、このチラシは、今月12月25日に各戸へ回覧するとともに、表面の一番下に記載の各団体へ送付し、取組みの呼びかけをする予定。

② 平成26年成人式について

内容は、前回に報告した内容とほとんど変更ない。13名の実行委員で司会進行や謝辞等の役割分担を行い式を進めていただく予定。

2部については、恩師との交流を中心に、当日出席していただけない先生のビデオレターの放映や新成人への意気込みを聞くというような取組みをされる予定。当日の出席を依頼。

【委員の意見】

- ・成人式だが、支援学校の卒業生はいるのか。（蓑毛委員）
- ・支援学校卒業生本人たちは行きにくい場でもあり、先生が来られるなら行こうということになるので、なるべく参加できるような工夫をしてほしい。（蓑毛委員）
- ・広域連携交流会の資料にある各警察署のスクールサポーターという方は、どういう方なのか。学校で問題がおこったときに相談に乗ってもらえるのか。（細川委員）
- ・小学校と違い中学校の場合は、給食活動での生徒指導等は、限られた時間で、好き嫌いが多く状態の中、小学生のように素直には受け入れてくれない。その中で食物アレルギーなどの話も出てくる。そういう学校現場の状況がわかっての質問なのか。そういう状態の中で、町長が責任を持って中学校の給食制度を導入するという話をしていることを議員はどう受け止めているのか。（伊藤委員長）
- ・中学生には、中学校だけのための給食センターという捉え方はしてほしくない。地域の方との交わりの中で中学生も食育について自覚していくこともあり、自分たちの給食のための施設ではなく、

町全体で災害が起こったとき等にも使われたりするということも中学生に自覚させていくのも大切な教育の一環だと思う。（伊藤委員長）

【事務局】

- ・数人いる。支援学校卒業の新成人への案内は他の新成人と同じようにはがきで案内するが、それとあわせて、支援学校の担任の先生を確認し、先生への案内もすることになっている。支援学校卒業の新成人が来られるかどうかの確認はとりにくい状況にあり、その旨も書き添えて先生に案内、依頼している。（生涯学習課長）
- ・スクールサポーターの説明はなかったが、警察からそういう役割を任命されている方で、警察OB。（学校教育課長）
- ・スクールサポーターに相談していることはある。授業訪問にも行かれる。（教育部長）
- ・部長報告にあったが、現地を見てもらい、西中に給食施設を建てることについては、大半の議員は無理と感じたのではないか。後日、宇治田原町給食センターに行かれるので、その実態を見た上で判断してもらったらいと思っている。（教育長）

（6）その他

- ① 1 1月から1 2月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係は0件、生涯学習課関係が5件、うち社会教育係関係が5件、図書係は0件、体育係関係は0件。

（7）教育部からの諸報告

- ア 1月の行事予定について。

（8）閉会

- 委員長が第1 2回教育委員会の閉会を宣言。